

事 務 連 絡
平成24年3月30日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（通常の方法による請求）

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「3月サービス提供分事務連絡」という。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）」（平成23年4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）」（平成23年5月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成23年6月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」（平成23年7月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（8月サービス提供分）」（平成23年8月23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により連絡したところですが、平成23年3月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村及びサービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

通常の方法による介護報酬等の請求を行う場合における3月サービス提供分事務連絡の3（3）及び（4）の取扱いは、平成24年4月提出分までとし、平成24年5月以降は行わないこととする。

また、請求明細書の提出期限は、通常どおり、4月10日（火）とする。